

法人名	特定非営利活動法人ジーエイチネットワーク
-----	----------------------

介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円](e)	382,220
うち、令和6年4・5月分の補助金額(見込額)の合計[円](f)	191,110

【記入上の注意】
・処遇改善支援補助金計画書は、提出先の都道府県内に所在する事業所・施設であれば法人一括での作成が可能であり、全体で補助金額以上となる資金改善等の要件を満たしていれば足りること。
・事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。
・介護報酬ファクタリング等のサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている事業所がある場合、①の列で該当するものに「○」を付けること。
・補助金の支払は、原則として、国保連合会に登録している介護給付費等の振込先口座のうちのいずれかに、都道府県ごと、法人ごとに振り込まれる。
そのため、振込先の希望を、②と③の全体で1つだけ選択すること。具体的には、
・②の列で、①の債権譲渡以外の事業所の「国保連合会の振込先口座」への振込を希望するか、
・別途、都道府県の指定する様式で法人・事業所の振込先の口座情報等を都道府県に届け出た上で、③に「○」を付けること。

通し 番号	介護保険事業 所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	ベースアッ プ等加算の 算定有無 (令和6年4 月から算定 見込みであ る場合を含 む)	一月あたり介護 報酬総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	交 付 率 (c)	交付対象期間(d)	介護職員処遇改 善支援補助金の 見込額(e) (a×b×c×d) [円]	うち、令和6年4・5 月分の補助金の見 込額(f)(e×1/2) [円]	①債権譲渡 の有無 (該当するも の全てに 「○」)	②のいずれか又は③に○ (全体で1つのみに「○」)		
			都道府県	市区町村											②国保連合 会に登録して いる口座のう ち、振込先の 希望	③債権譲渡 がある場合、 別途届け出 た口座	
1	1272201920	柏市	千葉県	柏市	生活ホーム和気あいあい	地域密着型通所介護	○	298,147	10.27	0.7%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	85,732	42,866	—	○	—	
2	1272201920	柏市	千葉県	柏市	生活ホーム和気あいあい	通所型サービス(総合事業)(独自 ／定率・定額(A7・A8))	○	12,170	10.27	0.7%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	3,496	1,748	—	—		
3	1272206861	柏市	千葉県	柏市	訪問介護ステーション和気あいあい	訪問介護	○	385,494	10.42	1.2%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	192,808	96,404	—	—		
4	1272206861	柏市	千葉県	柏市	訪問介護ステーション和気あいあい	訪問型サービス(総合事業)(独自 ／定率・定額(A3・A4))	○	41,715	10.42	1.2%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	20,864	10,432	—	—		
5	1292200910	柏市	千葉県	柏市	定期巡回和気あいあい24	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	○	149,444	10.42	1.2%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	74,744	37,372	—	—		
6	1292200928	柏市	千葉県	柏市	夜間対応型訪問介護和気あいあい	夜間対応型訪問介護	○	9,154	10.42	1.2%	令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)	4,576	2,288	—	—		
7							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
8							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
9							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
10							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
11							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
12							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
13							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
14							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
15							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
16							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
17							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
18							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
19							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		
20							—		10.00		令和 6 年 2 月～令和 6 年 5 月 (4 ヶ月)			—	—		